

創業塾カリキュラム					
日程	時間	会場	テーマ	内容	講師
2025 年 9/27 (土)	13:00 ～17:00	橋本商工会館 5 階	経営	創業（第二創業）に 必要な事前準備とポイント	(株)紀の州コンサルティング 中小企業診断士 社会保険労務士 濱田 智司 氏
10/4 (土)	13:00 ～17:00	橋本商工会館 5 階	財務	創業計画の作り方	日本政策金融公庫 大阪創業支援センター所長 高上 勝彦 氏 和歌山支店融資第二課長 谷野 弘征 氏
10/19 (日)	13:00 ～17:00	橋本商工会館 5 階	労務	労務・雇用管理について	和歌山働き方改革推進支援センター 特定社会保険労務士 古谷 昭一 氏 特定社会保険労務士 山内 賢 氏
11/1 (土)	13:00 ～17:00	橋本商工会館 5 階	販路	「超」基本から学ぶマーケティング	(株)紀の州コンサルティング 中小企業診断士 社会保険労務士 濱田 智司 氏

創業に必須となる「経営、財務、労務、販路」の4つのテーマについて、専門家により上記4日間の講義を実施します。全て受講することで「認定特定創業支援事業」を受けた者として、創業時の優遇措置が受けられる証明書を橋本市から発行させていただきます。どうしても都合がつかない日程がある場合は事前に橋本市経済推進部産業振興課にご相談ください。

優
遇
措
置

1. 会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減されます。
 【株式会社】税額を資本金の0.7%から0.35%へ軽減、最低税額は15万円から7.5万円へ軽減されます。
 【合同会社】税額を資本金の0.7%から0.35%へ軽減、最低税額は6万円から3万円へ軽減されます。
 【合名会社又は合資会社】対象外です。
2. 創業2ヵ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヵ月前から利用の対象となります。
3. 日本政策金融公庫の創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対しては、創業支援貸付特例制度が適用され、各種融資制度に定める利率から原則として0.65%（雇用の拡大を図る場合は0.9%）引下げとなります。
4. 日本政策金融公庫の新規開業資金の貸付利率が引き下げられます。

申込方法

右記二次元コードを読み取りウェブで申込、もしくは「創業塾受講申込書」にご記入いただき、経済推進部産業振興課へ郵送又はご持参ください。



創業塾受講申込書 **【申込締切：2025年9月10日（水）（当日必着）】**

フリガナ お名前			年齢		性別	男性・女性
ご住所	〒 —					
TEL			携帯電話			
メールアドレス						
創業時期	☐ 未定 ☐ 1年以内に創業 ☐ 創業済					
創業内容	創業予定の業種、概要など構想がありましたらご記入ください。					

※お申し込み受付後に受付票を郵送いたします。
 ※申込書にご記入いただいた個人情報は本事業実施後の他、各種セミナーのご案内に使用します。個人情報の取扱いは守秘義務に準じます。